

## － 電子による届出利用のお願い －

化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T Rの届出では、基本的に電子による届出をお願いしています。

電子による届出は、

○窓口への届出書の持参又は郵送の必要がなく届出ができる。

○入力補助機能・入力ミスチェック機能が付いているため、簡単に届出書の作成ができ、また記入漏れ等を防止できる。

○届出データを電子ファイルで保存・管理できる。

○基本、前回提出された電子届出の情報がデフォルトとして表示されている（別紙の排出量等の数値以外）。

などの特長があり、とても便利です。

2022年度の届出より、クライアント証明書のインストールが不要となり、P R T R届出システムがより簡便に利用できるようになりました。

P R T R届出においては、インターネットを利用した電子による届出をご利用ください。

（詳細は本書6ページからのⅡ. 電子による届出についてをご覧ください。）

電子届出を提出する際の操作方法を動画（以下 URL）にて公開しています。

（<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKU0j3xAKkv8NXDjxRL7yI10IG5jZS>）

<電子による届出に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（N I T E）

化学物質管理センターリスク管理課システムサポート

E-mail: info\_prtr@nite.go.jp TEL:03-5465-1683(直通)